

再処理施設廃止措置計画変更認可申請の一部補正について

【概要】

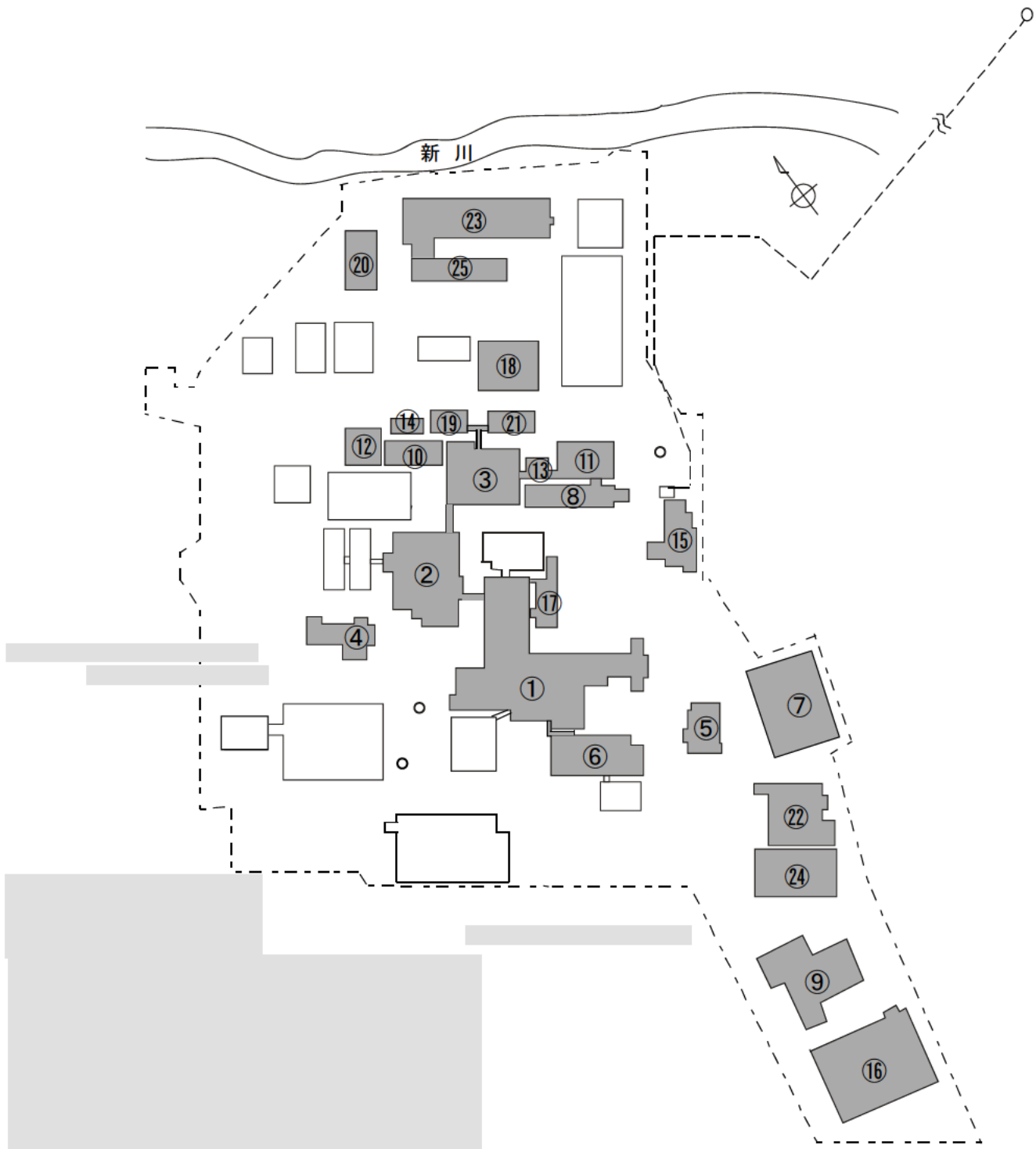
- 令和4年6月30日付け令04原機(再)020をもって申請した再処理施設廃止措置計画変更認可申請では、
 - 再処理施設分離精製工場に貯蔵しているふげん使用済燃料の搬送方法及び安全対策
 - 安全対策に係る性能維持施設の追加及び保全区域の変更
 - 設計及び工事の計画(燃料カスククレーンのワイヤロープの2重化、ガラス固化技術開発施設(TVF)の固化セルのインセルクーラの電動機ユニットの交換、分離精製工場、高放射性廃液貯蔵場等への浄水供給配管の一部更新)について変更認可を申請している。
- しかしながら、性能維持施設の追加においては、高放射性廃液を扱わない施設に設置されている既設の消火設備等[※]について、火災防護対策の詳細な確認・評価等に基づき性能維持施設としての妥当性を示す必要があることから、今回の申請における性能維持施設への追加を取り下げ、確認後に改めて申請するものとした(令和4年11月28日一部補正)。今後実施する火災防護対策の確認方針を添付資料に示す。
 - ※ 消防法等及び再処理事業指定申請に基づき設置し管理している既設の消火設備(自動火災報知設備、消火器、屋外及び屋内消火栓等)及び照明設備(非常灯及び誘導灯)。
- 令和4年6月30日付けで同時に申請した保安規定の変更認可申請についても同様に補正を行った。

令和4年12月15日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

添付 高放射性廃液を扱わない「高放射性廃液貯蔵場（HAW）及び
ガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟以外の施設」
の火災防護対策の確認方針について

- 令和4年11月28日付け令04原機(再)055をもって申請した廃止措置計画変更認可申請書の一部補正により、令和4年6月30日付け令04原機(再)020をもって申請した廃止措置計画変更認可申請における、高放射性廃液を扱わない「高放射性廃液貯蔵場（HAW）、ガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟及びそれらに関連する施設以外で放射性物質を貯蔵・保管する分離精製工場（MP）等の施設」（以下、その他の施設という。）の消火設備等の性能維持施設への追加を一旦取り下げ、その他の施設における火災のリスクと、そのリスクに応じた火災防護対策の妥当性を確認したのちに改めて申請する。
- その他の施設における火災防護対策の妥当性の確認は以下の方針で進める。
- (1) 対象施設
- ・ 高放射性廃液を扱わない「高放射性廃液貯蔵場（HAW）、ガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟及びそれらに関連する施設以外で放射性物質を貯蔵・保管する分離精製工場（MP）等の施設」。（別紙-1に示す25施設）
- (2) 対象施設のプラントウォークダウン等に基づき、以下の項目について確認する。
- ・ 火災源となる可燃物の保管場所・状態・量及び着火源の有無、放射性物質の保管状態等
 - ・ 防消火設備の設置及び配備の状況、保守管理の状況
 - ・ 初期消火体制の状況
 - ・ 火災発生時の影響確認
- (3) 以上の確認の結果から、その他の施設のリスクに応じた火災防護対策の妥当性を火災防護審査基準等を参考にして確認するとともに、性能維持施設として扱うべき消火設備等を明らかにする。また、火災防護対策のさらなる強化が必要と考えられる場合には追加の火災防護対策を講じる。追加の火災防護対策の検討においては以下のような対策も有効な選択肢として考慮する。
- ・ 発火性又は引火性物質の排除又は量の削減（リスク源の除去又は低減）
 - ・ 火災防護対策が適切な箇所への発火性又は引火性物質の移動集約（火災の発生防止・火災感知の信頼性向上）
 - ・ 消火用資機材の充実や訓練の拡充（初期消火の確実性の向上）



⋯⋯⋯ : 再処理施設敷地境界（保全区域）

■ : その他の施設
 （高放射性廃液貯蔵場（HAW）、ガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟以外で放射性物質を貯蔵・保管する施設）

※ 廃止措置計画変更認可申請書「別添6-1-3-4 高放射性廃液貯蔵場（HAW）、ガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟及びそれらに関連する施設以外の分離精製工場（MP）等の施設の外部事象に対する安全対策に関する説明書」の「図3-1 その他の施設の位置」に加筆・修正。